

社会福祉法人長野県社会福祉協議会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長が社会福祉功労のあった者に対する表彰を行うことについて定めるものとする。

(表彰の定義)

第2条 この規程でいう表彰とは、表彰及び感謝をいう。

(表 彰)

第3条 表彰は4月1日を基準とし、次の各号のいずれかに該当する者に行う。

(1) 社会福祉功労者

ア 民生・児童委員功労表彰

民生・児童委員の職にあつて、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は通算する。）であり、かつ過去に民生・児童委員功労者として長野県民生委員児童委員協議会連合会から表彰を受けた者。ただし特に功労抜群と認められる者については在職期間を緩和することができる。

イ 民間社会福祉施設・団体及び社会福祉協議会役員功労表彰

民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の役員にあつて、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は通算する。）である者。ただし特に功労抜群と認められる者については在職期間を緩和することができる。

ウ 民間社会福祉施設・団体及び社会福祉協議会職員功労表彰

民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の職員にあつて、功労抜群と認められる者。

(2) 永年勤続者

民間社会福祉・団体、及び社会福祉協議会の職員にあつて、25年以上勤続（在職期間が中断されている場合は通算する。）した者。

(3) 社会福祉活動

ア ボランティアおよびボランティア団体

社会福祉事業のボランティアとして10年以上にわたり率先して活動を行っているもので、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められる個人、または団体。

イ 優良社会福祉事業

高齢者、障害者、児童、または低所得者等を対象とし、他の模範と認められる社会福祉事業を継続して3年以上行っている社会福祉協議会、または福祉関係団体。

2 前項の表彰対象者について、既に本会または藍綬褒章、厚生労働大臣、知事及び各種中央団体の表彰を受けたものは除く。

(感 謝)

第4条 感謝は、4月1日を基準とし、次の各号のいずれかに該当するものに行う。

(1) 社会福祉施設、団体または民生・児童委員活動等社会福祉活動の全般にわたり積極的に協力援助した個人、団体または企業で、既往において市町村社会福祉協議会、また

は県単位団体の表彰、あるいは感謝を受けたもの。ただし、既に社会福祉事業協助者として本会または中央団体から表彰または感謝を受けたものは除く。

- (2) 民間社会福祉施設・団体及び社会福祉協議会の職員で、20年以上勤続（在職期間が中断されている場合は通算する。）し、かつ表彰基準日の前年度に退職した者。ただし、第3条第1項第1号から第2号の表彰、藍綬褒章、厚生労働大臣、知事及び各種中央団体の表彰を受けた者は除く。
- (3) 会長が特に必要と認めた個人、団体または企業。

(推薦の方法)

第5条 推薦は市町村社会福祉協議会または県単位団体が行うものとし、推薦に必要な事項は会長が別に定める。

(選考)

第6条 表彰者の選考は、選考委員会において行う。選考委員は、会長が任命する。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 従前の長野県社会福祉協議会顕彰基準は、平成25年3月31日限りで廃止する。
- 3 この規程は、平成25年12月20日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表1) (第3条関係)

社会福祉法人長野県社会福祉協議会表彰選考基準

表彰規程該当条文	表彰要件	基準
<p>第3条第1項第1号のA</p>	<p>1 民生・児童委員としての在職期間が通算10年以上であること。 2 表彰基準日において現任であること。 3 表彰基準日以前に長野県民生委員児童委員協議会連合会会長表彰を受けていること。</p>	<p>1 地方公共団体の長、または職員として役員に就任していた期間は除外する。 2 役員には監事及び議決機関として位置づけられている評議員会の評議員を対象とすることができる。 3 法人の代表は、該当条文のただし書きに相当するものとして、その就任期間を1.25倍換算することができる。 4 同時期に複数の法人の役員を兼任していた場合、在任期間の計算は主たる1団体のみを対象とする。 5 議決権を有しない顧問、相談役等は在任期間の対象としない。</p>
<p>第3条第1項第1号のイ</p>	<p>1 民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の役員として在任期間が通算10年以上であること。</p>	<p>1 過去に市町村社会福祉協議会や県的福祉団体の表彰・感謝を受けている、あるいは社会福祉において実効ある活動を展開している等顕著な功績がある職員を対象とする。</p>
<p>第3条第1項第1号のウ</p>	<p>1 民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の功績顕著な職員であること 2 表彰基準日において現職であること。</p>	<p>1 勤続年数は複数の施設・団体・社会福祉協議会の職員の通算勤続年数でもよい。ただし、同一期間での重複は対象としない。 2 常勤・非常勤の別は問わない。ただし、非常勤職員の在職期間の算定にあたっては、以下の算定方式による。 【計算式】(「非常勤職員の一月または一週間の勤続日数」÷「常勤職員の一月または一週間の勤務日数」)×勤続年数</p>
<p>第3条第1項第2号</p>	<p>1 民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の職員として在職期間が25年以上であること。 2 表彰基準日において現職であり、満年齢50歳以上であること。</p>	<p>1 少なくとも、過去3年間に毎月1回程度以上の活動実績があること。なお、活動実績には、ボランティア活動のための準備(打合せや反省会、総会等)は含まない。</p>
<p>第3条第1項第3号のA</p>	<p>1 社会福祉事業のボランティアとして10年以上活動している個人または団体。</p>	<p>1 社会福祉協議会には地区社会福祉協議会、及び平成15年9月1日以降に合併した市町村社会福祉協議会の支所等を含む。 2 福祉関係団体には住民自治協議会の福祉活動部門、特定非営利活動法人、有償在宅福祉活動団体等を含む。</p>
<p>第3条第1項第3号のイ</p>	<p>1 高齢者、障害者、児童、または低所得者等を対象とし、他の模範と認められる社会福祉事業を継続して3年以上行っている社会福祉協議会、または福祉関係団体。</p>	<p>1 社会福祉協議会には地区社会福祉協議会、及び平成15年9月1日以降に合併した市町村社会福祉協議会の支所等を含む。 2 福祉関係団体には住民自治協議会の福祉活動部門、特定非営利活動法人、有償在宅福祉活動団体等を含む。</p>

表彰規程該当条文	表彰要件	備考
第4条第1項第1号	<p>1 本会への推薦以前に市町村社会福祉協議会、または県の福祉団体の表彰、あるいは感謝を受けていること。ただし、当該市町村社会福祉協議会や県の福祉団体に表彰規程がない、あるいは表彰規程の定めがない場合はこの限りでない。</p>	
第4条第1項第2号	<p>1 民間社会福祉施設・団体、及び社会福祉協議会の職員として在職期間が20年以上であること。 2 表彰基準日の前年度に退職していること。</p>	<p>1 過去に本会会長表彰を受けた者は除外する。</p>
第4条第1項第3号	<p>1 会長が必要と認められた個人、団体、または企業</p>	

社会福祉法人長野県社会福祉協議会表彰規程運用細則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会表彰規程(以下、「表彰規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者候補の推薦方法)

第2条 表彰規程第5条に定める被表彰者を推薦しようとする者は、様式第1号から様式第10号により行うものとする。

(被表彰者の選考基準)

第3条 表彰規程第6条に規定する選考委員会における選考基準は、別表1のとおりとする。

(表彰の実施)

第4条 被表彰者への表彰は、表彰年度に開催する長野県社会福祉大会で行う。ただし、表彰規程第4条第1項第2号については、推薦者に表彰状を送付して行うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成25年12月20日から施行する。
- 3 この細則は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。